

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

## 信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「東京海上・厳選資産バランスファンド（毎月決算型／年1回決算型）」（以下「各ファンド」といいます。）の繰上償還を行うにあたり、下記の通り、繰上償還手続きを行います。

まず、各ファンドの主要投資対象である親投資信託「東京海上・日系事業債マザーファンド（為替ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）に関する繰上償還の書面決議（投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款に基づいた書面による決議をいいます。以下同じ）を経て、マザーファンドの繰上償還手続きを実施いたします。当該手続きによりマザーファンドが繰上償還となった場合には、各ファンドについて信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合となり、また、マザーファンドの繰上償還にかかる書面決議によって各ファンドの繰上償還にかかる受益者の意思を確認できていることから、各ファンドの受益者による別途の書面決議を経ることなく、各ファンドの繰上償還を行います。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

<各ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>

※本書面決議手続きにおいて繰上償還の賛否を問う対象とするマザーファンドです。

東京海上・日系事業債マザーファンド（為替ヘッジあり）

<受益者様の保有するファンド>

※マザーファンドが繰上償還となった場合に、各ファンドの受益者による別途の手続きを経ることなく繰上償還となります。

東京海上・厳選資産バランスファンド（毎月決算型）

東京海上・厳選資産バランスファンド（年1回決算型）

## 2. 繰上償還の理由

- (1) マザーファンドは、2020年12月7日の設定以来、日本の法人が発行する円建ての社債（以下「円建社債」）および日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建ての債券（以下「日系外債」）等に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行ってまいりましたが、純資産残高の減少により、一銘柄あたりの投資割合が約款に規定している制限の上限に抵触する状況となっております。今後も純資産総額の大幅な増加は見込み難く、マザーファンドの商品性の維持が困難になることが想定されます。  
このような状況を勘案し、マザーファンドの信託を終了（繰上償還）することが望ましいと判断いたしました。
- (2) 各ファンドにつきましては、マザーファンドの繰上償還が決定した後の代替運用を検討致しましたが、現状の純資産残高においては、既に保有している銘柄以外の適切な代替銘柄は見つからず、各ファンド本来の運用目標を達成することおよび商品性の維持が困難となることが懸念されます。
- (3) 上記の結果、マザーファンドの繰上償還に伴い、マザーファンドを主要投資対象とする各ファンドを繰上償還し、運用資産を受益者の皆様にお返しすることが望ましいと判断いたしました。

## 3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

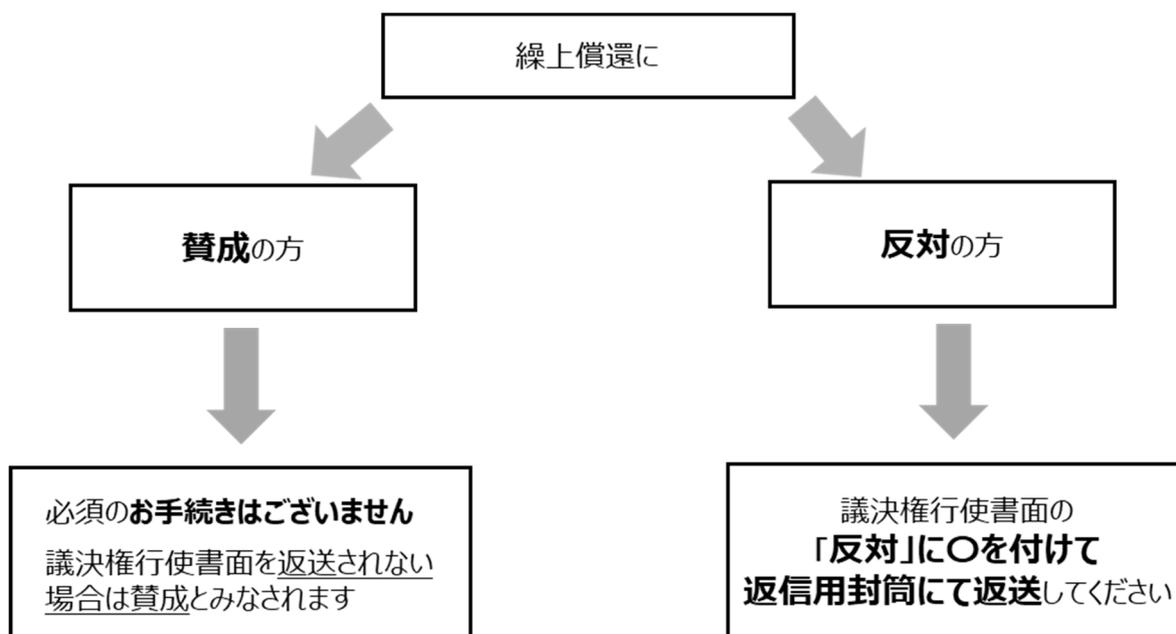
|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 受益者の確定日         | 2024年3月14日（木）   |
| 書面決議にかかる議決権行使期限 | 2024年4月10日（水）まで |
| 書面決議の日          | 2024年4月12日（金）   |
| 繰上償還日（予定）       | 2024年5月9日（木）    |

## 4. 書面決議の手続きについて

マザーファンドの繰上償還につきましては、書面決議を経て実施いたします。書面決議の手続きにあたっては、マザーファンドを投資対象とする各ファンドの受益者に対して賛否を問い、それぞれ賛成または反対の受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算する方法で行います。

マザーファンドが繰上償還となった場合には、各ファンドについて信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合となり、また、マザーファンドの繰上償還にかかる書面決議によって各ファンドの繰上償還にかかる受益者の意思を確認できていることから、各ファンドの受益者による別途の書面決議を経ることなく、各ファンドの繰上償還を行います。

本手続きにおいて議決権を行使できる受益者の方は、2024年3月14日（木）現在の各ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。マザーファンドの繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2024年4月10日（水）弊社到着分までを有効とさせていただきます。



#### 【ご注意事項】

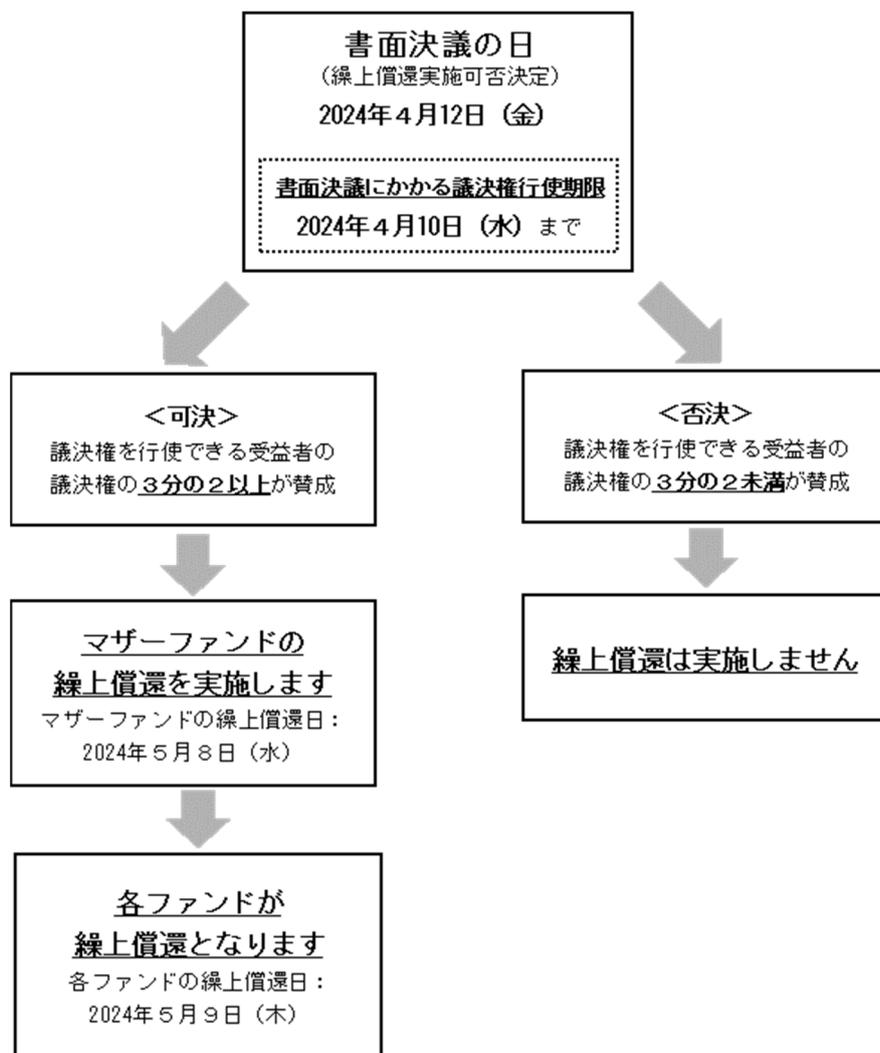
- \* 議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はございません。
- \* 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- \* 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会および弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

## 5. 書面決議の結果について

繰上償還にかかる書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）等にてお知らせいたします。



※各ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、各ファンドの約款第57条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

※マザーファンドの繰上償還が決定した場合は、マザーファンドを投資対象とする各ファンドも各ファンドの受益者による別途の手続きを経ることなく繰上償還となりますのでお知らせ申し上げます。

### 【ご留意事項】

繰上償還にかかる書面決議が否決された場合は、マザーファンドおよび各ファンドは繰上償還を行いません。その場合、市況動向を鑑みて、マザーファンドにおいて、日系外債の比率を高める運用を行う、または現在主要投資対象としている円建社債および日系外債の代替として国債等に投資することで、「2. 繰上償還の理由 (1)」の制限に抵触しないよう運用を継続します。

ただし、これはマザーファンドの約款に規定された運用が困難となることに伴う、本来の商品性とは異なる運用になります。したがって、マザーファンドで上記の運用を常態的に行うには、約款上の運用方法の規定を変更する重大な約款変更手続きが必要となります。繰上償還にかかる書面決議が否決された場合は、一時的な対応として上記の運用を行い、改めて書面により重大な約款変更にかかる賛否を問わせていただきますのでご留意ください。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク  
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

以上